

○文部科学省告示第三十八号

こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律（令和四年法律第七十六号）の施行に伴い、並びに関係法令の規定に基づき、この告示を次のように定める。

令和五年三月三十日

文部科学大臣 永岡 桂子

こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の施行に伴う文部科学省関係告示の整備等に関する告示

（公立の義務教育諸学校等施設の整備に関する施設整備基本方針の一部改正）

第一条 公立の義務教育諸学校等施設の整備に関する施設整備基本方針（平成十八年文部科学省告示第六十一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>二 公立の義務教育諸学校等施設の整備の目標に関する事項 地方公共団体は、学校種別ごとに策定された「学校施設整備指針」等を踏まえ、特に、次に掲げる事項に留意し、公立の義務教育諸学校等施設の整備を進めることが重要である。</p> <p>1～4 「略」</p> <p>5 施設の特性に配慮した教育環境の充実を図る整備</p> <p>(一) 「略」</p> <p>(二) 幼稚園等施設</p> <p>幼稚園等（法第十一条第一項に規定する幼稚園等をいう。以下同じ。）の施設については、幼児期にふさわしい発達を促すことに留意し、質の高い幼児教育の機会が提供されるように整備を進めていく必要がある。その際には、従来の幼児教育の機能に加え、必要に応じて、保育・子育て支援を総合的に提供できる施設の整備を推進することが重要である。</p> <p>(三)・(四) 「略」</p>	<p>二 公立の義務教育諸学校等施設の整備の目標に関する事項 地方公共団体は、学校種別ごとに策定された「学校施設整備指針」等を踏まえ、特に、次に掲げる事項に留意し、公立の義務教育諸学校等施設の整備を進めることが重要である。</p> <p>1～4 「同上」</p> <p>5 施設の特性に配慮した教育環境の充実を図る整備</p> <p>(一) 「同上」</p> <p>(二) 幼稚園等施設</p> <p>幼稚園等（法第十一条第一項に規定する幼稚園等をいう。以下同じ。）及び幼保連携型認定こども園（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）第二条第七項に規定する幼保連携型認定こども園をいう。）の施設については、幼児期にふさわしい発達を促すことに留意し、質の高い幼児教育の機会が提供されるように整備を進めていく必要がある。その際、幼稚園等については、従来の幼児教育の機能に加え、必要に応じて、保育・子育て支援を総合的に提供できる施設の整備を推進することが重要である。</p> <p>(三)・(四) 「同上」</p>
備考 表中の「」の記載は注記である。	

（公立の義務教育諸学校等施設の整備に関する施設整備基本計画の一部改正）

第二条 公立の義務教育諸学校等施設の整備に関する施設整備基本計画（平成十八年文部科学省告示第六十二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分（連続する他の規定と記号により一括して掲げる規定にあつては、その標記部分に係る記載）に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定でこれに対応するものを掲げていないものは、これを削る。

改正後

改正前

一 施設整備計画の作成に関する基本的事項

一 施設整備計画の作成に関する基本的事項

施設整備計画の作成に際しては、公立の義務教育諸学校等施設の老朽化状況等の適切な実態把握の下、地域特性等を活かした学校づくりを進めるため、以下に定める事項に沿って、地方公共団体の自主性及び創意工夫を活かして作成することが必要である。

施設整備計画の作成に際しては、公立の義務教育諸学校等施設の老朽化状況等の適切な実態把握の下、地域特性等を活かした学校づくりを進めるため、以下に定める事項に沿って、地方公共団体の自主性及び創意工夫を活かして作成することが必要である。

1 「略」

1 「同上」

2 施設整備計画の目標の達成のために必要な事業

2 施設整備計画の目標の達成のために必要な事業

施設整備計画の目標の達成のために必要な事業については、次に掲げる整備の区分に応じて記載すること。

施設整備計画の目標の達成のために必要な事業については、次に掲げる整備の区分に応じて記載すること。

なお、老朽化対策を図る整備については、改築方式から長寿命化改良方式に重点を移すなど、より効率的に進めることが必要である。

なお、老朽化対策を図る整備については、改築方式から長寿命化改良方式に重点を移すなど、より効率的に進めることが必要である。

(一) 老朽化対策を図る整備

(一) 老朽化対策を図る整備

(1) 「略」

(1) 「同上」

(2) 「略」

(2) 「同上」

(3) 「略」

(3) 老朽施設の質的向上を含む老朽化対策を図るための改造事業

(3) 「略」

(4) 「同上」

(二) 「略」

(二) 「同上」

(三) 「略」

(三) 「同上」

(四) 教育環境の質的向上を図る整備

(四) 教育環境の質的向上を図る整備

(1) 「略」

(1) 「同上」

(2) 「略」

(2) 木材を活用した木の教育環境の整備に関する事業

(3) 「略」

(3) 地域との連携を目的とした複合施設の共有スペースを整備する地域・学校連携施設の整備に関する事業

(4) 「略」

(4) 「同上」

(5) 「略」

(5) 「同上」

<p>(五) 施設の特性に配慮した教育環境の充実を図る整備</p> <p>(1) (2) 「略」</p> <p>(3) 学級数の増加等により必要となる幼稚園等（法第十条第一項に規定する幼稚園等をいう。）の施設（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）第三条第一項又は第三項の認定を受けたもの及び同条第十条の規定による公示がされたものの施設を除く。）の <u>の</u> <u>新</u> <u>増</u> <u>築</u> <u>事</u> <u>業</u></p> <p>(4) (8) 「略」</p> <p>(六) 「略」</p> <p>3・4 「略」</p> <p>5 その他施設整備計画の記載事項</p> <p>(一) 「略」</p> <p>(二) を削る。」</p> <p>(二) 「略」</p>	<p>(五) 施設の特性に配慮した教育環境の充実を図る整備</p> <p>(1) (2) 「同上」</p> <p>(3) 学級数の増加等により必要となる幼稚園等（法第十条第一項に規定する幼稚園等をいう。）及び<u>幼保連携型認定こども園</u>（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）<u>第二</u>条第七項に規定する<u>幼保連携型認定こども園</u>をいう。）の施設の<u>新</u> <u>増</u> <u>築</u> <u>事</u> <u>業</u></p> <p>(4) (8) 「同上」</p> <p>(六) 「同上」</p> <p>3・4 「同上」</p> <p>5 その他施設整備計画の記載事項</p> <p>(一) 「同上」</p> <p>(二) <u>公立の義務教育諸学校等施設の整備状況</u> <u>施設整備計画の作成時点における域内の公立の義務教育諸学校等施設の整備の状況を記載すること。</u></p> <p>(三) 「同上」</p>
<p>備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。</p>	

（教育職員免許法施行規則附則第八項第三号イ及びロに掲げるものに準ずる施設として文部科学大臣が定める施設の一部改正）

第三条 教育職員免許法施行規則附則第八項第三号イ及びロに掲げるものに準ずる施設として文部科学大臣が定める施設（平成二十五年文部科学省告示第百三十二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>教育職員免許法施行規則附則第八項第三号ハに規定する文部科学大臣が定めるものは、次に掲げる施設（同項第三号ロに掲げるもの及び乳児又は幼児（以下「乳幼児」という。）を専ら一時的に預かり又は宿泊させ必要な保護を行うものを除く。）とする。</p> <p>一〜四 「略」</p> <p>五 児童福祉法第五十九条の二第一項の規定による届出が行われた施設であつて、文部科学大臣が内閣総理大臣と協議して別に定めるもの</p>	<p>教育職員免許法施行規則附則第八項第三号ハに規定する文部科学大臣が定めるものは、次に掲げる施設（同項第三号ロに掲げるもの及び乳児又は幼児（以下「乳幼児」という。）を専ら一時的に預かり又は宿泊させ必要な保護を行うものを除く。）とする。</p> <p>一〜四 「同上」</p> <p>五 児童福祉法第五十九条の二第一項の規定による届出が行われた施設であつて、文部科学大臣が厚生労働大臣と協議して別に定めるもの</p>
<p>備考 表中の「」の記載は注記である。</p>	

附 則

この告示は、こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の施行の日（令和五年四月一日）から施行する。